

熊本県社会福祉施設等指導監査要項

(目的)

第1条 この要項は、社会福祉法及び福祉関係法令に基づき、県が所管する社会福祉法人及び社会福祉施設並びに保育の実施を行う市町村（以下「社会福祉施設等」という。）に対する指導監査に関する事項について定め、もって円滑な指導監査の実施を通じて適正な社会福祉施設等の運営等の確保に資することを目的とする。

(指導監査対象)

第2条 指導監査の対象は、下表に掲げる社会福祉施設等とする。また、同表の社会福祉施設等の区分に応じ、同表の実施機関欄に定める機関（以下「指導監査実施機関」という。）において実施するものとする。

	社会福祉施設等	実施機関
施設	1 生活保護法に規定する救護施設	社会福祉課
	2 老人福祉法に規定する養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホーム	社会福祉課
	3 児童福祉法に規定する乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設	社会福祉課
	児童福祉法に規定する保育所 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に規定する幼保連携型認定こども園	広域本部福祉課（宇城及び上益城は地域振興局）
	4 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害者支援施設	社会福祉課
法人等	5 主たる事務所が保育所又は認定こども園にある社会福祉法人のうち、法人の行う事業が広域本部（宇城及び上益城は地域振興局）の区域にとどまっている社会福祉法人	広域本部福祉課（宇城及び上益城は地域振興局）
	6 町村社会福祉協議会	広域本部福祉課（宇城及び上益城は地域振興局）
	7 上記5、6以外の社会福祉法人	社会福祉課
	8 保育の実施を行う市町村	広域本部福祉課（宇城及び上益城は地域振興局）

上記、指導監査実施機関の区分に拘わらず、新設社会福祉法人及び新設社会福祉施設（既存の社

会福祉法人が開設した場合を除く。ただし、保育所及び認定こども園については、既存法人が開設した場合も含む。)については、当該年度に限り、社会福祉法人の設立認可又は社会福祉施設等の開設を所管する課(以下「主管課」という。)において実施する。なお、指導監査実施機関が社会福祉課以外となるものについては、必要に応じ、社会福祉課の協力を得るものとする。

(基本方針)

第3条 指導監査は、次の各号の基本方針に基づき実施する。

- (1)関係法令、国の指導方針及び県が別に定める社会福祉施設等指導監査方針を踏まえて、関係法令等の遵守状況等について指導監査を行う。
- (2)指導監査の実施にあたっては、画一的、形式的に陥ることのないよう留意し、また、単に表面的な現象を指摘するにとどまらず、問題の発生原因や是正策等について具体的な助言、指導を行う。

(社会福祉施設等指導監査連絡会議)

第4条 指導監査業務の円滑な推進を目的として、社会福祉施設等指導監査連絡会議(以下「監査連絡会議」という。)を設置し、指導監査方針、指導監査計画及びその他指導監査に関する必要と認められる事項等の審議を行うものとする。

なお、監査連絡会議の設置要項は別に定める。

(施設指導会議)

第5条 指導監査業務の円滑な推進及び社会福祉施設等の指導の統一かつ効果的な実施を目的として、施設指導会議を設置し、指導監査方針、指導監査計画及び指導監査後の処理方針等の検討を行うとともに、施設指導状況等の情報交換を行う。

なお、施設指導会議の設置要項は別に定める。

(指導監査類型)

第6条 指導監査の類型は、一般指導監査及び特別指導監査とし、いずれも実地において行う。

(1) 一般指導監査

指導監査実施機関は、年度当初に作成する指導監査計画に基づき、定期的に社会福祉施設等を訪問して、指導監査事項について、必要な確認を行う。

(2) 特別指導監査

主管課は、一般指導監査の指摘事項について改善措置が講じられない場合、身体拘束や虐待、不正請求等、運営上重大な問題を有すると考えられる場合、社会福祉施設等に対して、当該問題の原因を把握するため、必要に応じて詳細な確認を行う。

(社会福祉施設等指導監査方針等)

第7条 指導監査方針は、前年度の指導監査結果及び国の指導方針等を踏まえて、毎年度当初、策定し、指導監査は、下記により指導監査計画を策定して実施する。

なお、各広域本部(宇城及び上益城は地域振興局)においては、指導監査計画策定後、当該指導監査計画書を社会福祉施設等の主管課に提出する。

(1) 指導監査方法及び実施頻度

① 一般指導監査は、次により行う。

種別	一般指導監査の方法及び実施頻度
社会福祉法人	法人運営及び経営する施設に大きな問題がない場合は3年に1回、更に会計監査人による監査の実施等、「社会福祉法人指導監査実施要綱」に定める基準を満たしている場合は5年に1回まで延長することができる。
社会福祉協議会	
救護施設	原則として年1回の実地監査とするが、前年度指導監査結果等から特に大きな問題がなければ3年に1回とする。
障害者支援施設	
特別養護老人ホーム	原則として3年に1回の実地監査とするが、必要と認めるときは適宜実施する。
養護老人ホーム	
軽費老人ホーム	
児童福祉施設	原則として年1回以上の実地監査とするが、前年度の実地検査結果等から特に大きな問題がなければ、例外的に実地によらず検査させることができる。

② 一般指導監査において、書面及びリモートによる手法と実地による確認手法を組み合わせることはできるものとする。

③ 前条の特別指導監査については、随時実施するものとする。

(2) 指導監査を行う職員の構成

職員2名以上をもって構成し、うち1名は原則として係長級以上の職にある者とする。

なお、必要に応じて関係課の担当職員を加えた構成とする。

(3) 市の社会福祉法人指導監査との同日実施

市(熊本市を除く。)が実施する社会福祉法人指導監査と県が実施する当該社会福祉法人が経営する社会福祉施設の指導監査は、できるだけ同日に実施するものとする。

(指導監査の留意事項)

第8条 指導監査担当職員は、次の各号に留意して指導監査を実施するものとする。

(1) 指導監査は、公正、不偏を旨として指導援助的態度で臨むことにより、関係者の理解と自発的協力が得られるよう配慮する。

(2) 指導監査においては、直接の担当者からの事情聴取のみに終始することなく、責任者から確認するなど十分意見の交換を行うことにより、一方的判断を押しつけないよう留意する。

(3) 指導監査の実施に際し、社会福祉施設等の長及び関係者に対して、あらかじめ指導監査の趣旨を説

明し、十分な理解と協力が得られるよう配慮する。

なお、監査にあたっては、原則理事長、監事及び必要により理事等の立会いを求める。

(4)指導監査終了後、社会福祉施設等の長及び関係者に対して講評を行う。

(指導監査結果の通知等)

第9条 指導監査結果の通知等については、次のとおりとする。

- (1)文書指摘:指導監査の結果、法令又は通知の違反が認められる事項については、文書指摘とし、改善措置の具体的な内容及び改善期限を付した文書をもって社会福祉施設等の長に通知する。
- (2)口頭指摘:指導監査の結果、法令又は通知の違反の程度が軽微である場合又は違反について(1)の指導を行わずとも改善が見込まれる場合は、口頭指摘とし、法人と指導内容に関する認識を共有するため、口頭指摘事項を記載した文書をもって社会福祉施設等の長に通知する。
- (3)必要に応じて、改善を指導した事項の改善状況について実地に確認し、指導を行う。
- (4)指摘事項に対する適切な是正改善がなされていない場合には、その内容に応じ、「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について(平成16年3月12日付け社会・援護局長等連名通知)」第6の(3)に基づく制裁措置等を含めた検討を主管課に協議するものとする。
- (5)指導監査の結果については、社会福祉法人及び施設指導監査結果等の公表に係る実施要領に基づき、公表する。
- (6)指導監査の過程において、処分権限を有さない法令等(労働関係法令等)に関する違反の疑いを発見した場合は、必要に応じて、処分権限を有する関係機関へ通報する等の措置をとるものとする。

(その他)

第10条 この要項に定めのない事項については、その都度、関係機関と協議するものとする。

附則 この要項は平成5年4月1日から施行する。

附則 この要項は平成8年4月1日から施行する。

附則 この要項は平成9年5月21日から施行し、平成9年4月1日から適用する。

附則 この要項は平成10年5月21日から施行し、平成10年4月1日から適用する。

附則 この要項は平成11年5月28日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

附則 この要項は平成12年5月23日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

附則 この要項は平成15年5月12日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

附則 この要項は平成16年5月17日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附則 この要項は平成17年5月18日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附則 この要項は平成18年5月19日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附則 この要項は平成19年5月28日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附則 この要項は平成20年5月26日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附則 この要項は平成21年6月1日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附則 この要項は平成22年6月1日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附則 この要項は平成23年5月30日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附則 この要項は平成24年5月18日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附則 この要項は平成25年5月28日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附則 この要項は平成26年5月26日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附則 この要項は平成27年5月14 日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附則 この要項は平成28年6月1日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附則 この要項は平成29年5月26日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附則 この要項は平成30年6月1日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附則 この要項は令和元年(2019年)5月27日から施行し、平成31年(2019年)4月1日から適用する。

附則 この要項は令和2年(2020年)7月30日から施行し、令和2年(2020年)7月1日から適用する。

附則 この要項は令和4年(2022年)6月10日から施行し、令和4年(2022年)4月1日から適用する。

附則 この要項は令和5年(2023年)5月16日から施行し、令和5年(2023年)4月1日から適用する。

附則 この要項は令和7年(2025年)5月20日から施行し、令和7年(2025年)4月1日から適用する。

